



平成 25 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 取 締 役 社 長 兼
社 長 執 行 役 員 岡 本 洋 三
(コード番号 8254 東証第 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 理 部 長 足 立 進
(TEL 044-211-3157)

事業再生 ADR 計画の完了及び借入金返済期限の延長に関するお知らせ

当社は、本日、平成 22 年 2 月 1 日に全取引金融機関の承認を得て成立した「事業再生 ADR 計画」に基づく最終年次の返済を履行し、今月末日の期間終了により ADR 計画が無事に完了することとなりました。またこれにより、全取引金融機関からあらかじめ同意を得ていた残る借入金に係る返済期限の延長が実施されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成 22 年 2 月 1 日に全取引金融機関の承認を得て成立した「事業再生 ADR 計画」に基づき、金融支援を受ける一方で、事業面では、営業政策の見直し、店舗およびフロアの再構築、組織・体制の見直し、子会社の再編に取り組むとともに、財務面ではノンコア資産の売却とキャッシュフロー返済により有利子負債の圧縮を進めてまいりました。その結果、「事業再生 ADR 計画」期間中の借入金等返済総額は本日分を含め、計画返済額である 12,901 百万円を上回る 14,894 百万円となり、今月末日には無事 ADR 計画を完了することとなります。

「事業再生 ADR 計画」では計画完了時の債務残額については契約の巻き直しを行う旨の基本方針への同意が得られています。その前提に基づき、当社としては期間終了を迎えるにあたり、更なる経営基盤の強化に努め、十分な返済原資を確保できる体制を築くために、残る債務についての返済計画による返済期限延長の要請を行いました。それに対しては、全取引金融機関から本日の「事業再生 ADR 計画」最終年次返済の履行をもって同意する旨の回答を事前に得ていました。

かかる経緯のもと、本日、「事業再生 ADR 計画」の最終年次返済を履行したことにより、向こう 2 年間の返済計画に基づく返済期限の延長が実施されることとなりました。

2. 借入金の返済期限延長の概要

上記経緯により、平成 25 年 3 月末日までを返済期限としていた全ての借入金の最終返済期限が平成 27 年 3 月末日まで延長されることとなりました。

なお、返済期限の延長となる債務は、本日現在で総額 12,875 百万円であります。

3. 次期中期経営計画の策定状況

当社は、向こう 2 年間の借入金返済計画の履行を確実にするための次期中期経営計画の策定に着手しております。計画の概要につきましては内容が決まり次第、あらためてお知らせいたします。

4. 今後の見通し

金利については全取引金融機関から水準維持への同意があり、本件による業績への影響はございません。

以上